

「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」の前回からの主な修正点

第5回 人生の最終段階における医療の普及・啓発の在り方に関する検討会

資料
1-1

平成30年2月23日

検討会での意見を踏まえた対応①

1) 表題について

- ・ガイドラインの内容が、「医療・ケア」で記載されているため、表題も「医療・ケア」とすべきではないか。
- ・策定時から10年たち、いまは「医療」に「ケア」も含まれており、このままでよいのではないか。等

→表題を「医療・ケアの決定プロセス」に修文

2) ガイドラインの目的の追記

- ・目的が、「死に向かう医療の質を高めるため」であること等も追記すべきではないか。等
- 解説編【ガイドライン改訂の経緯】に、「より良い最期を迎えるために」を追記

3) ガイドライン策定時の趣旨が変わる点

- ・策定当初の趣旨である、インフォームドコンセントとチームでの決定についての内容が薄れているのではないか。
- ・方針の決定について患者本人が行うように読めるのではないか。
- ・策定時から10年を経た中で、時代の変化が反映されており、改定案のままでも違和感ないのではないか。等

→ガイドライン2(1)本人の意思の確認ができる場合の記載の一部を以下のとおり修文
本人と医療・ケアチームとの十分な話し合いを踏まえて、本人が「合意した上で行う」
意思決定を「基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして」行う。

4) アドバンス・ケア・プランニングについての言及

- ・アドバンス・ケア・プランニングの普及等のためにも、名称を記載した方がいいのではないかな。等

→解説編【ガイドライン改訂の経緯】に記載

5) 家族「等」における、範囲について

- ・これから家族がいない人が増えるので、「家族・代理人」とするべきか。
- ・医療現場で普及するためにも、代理人の役割について記載すべきではないか。また、「代理人」に変わる名称をつけ、普及すべきではないか。
- ・策定時から家族は法的な意味での家族に限らず、信頼を寄せる人として記載しており、「患者が信頼できる者」として注釈に記載してはどうか。
- ・患者本人と同じような強い権限を法律で定めているような誤解を与えないよう「代理人」といった法律で用いられるような文言は避けた方がいいのではないかな。
- ・成年後見人は含まれるのか。

→ガイドライン1①を「本人が家族等の信頼できる者も含めて」に修文

→解説編※注12に「(親しい友人等)」を追記

6) その他

- ・家族等の信頼出来る人は複数名存在してもいいのではないかな。

→解説編※注12に「複数人存在することも考えられる」と追記

- ・意思決定支援をする際に、どのような情報が必要か盛り込んだ方がいいのではないかな。

→解説編※注1に「本人の心身の状態や社会的背景に鑑み、受ける医療・ケア、今後の心身の状態の変化の見通し、生活上の留意点等」を追記

- ・患者といった表現を在宅や介護に合った表現にしてもいいのではないかな。

→「患者」を「本人」に、「病状」を「心身の状態」に修文